

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月23日
【会社名】	住石ホールディングス株式会社
【英訳名】	Sumiseki Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長崎 駒樹
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋六丁目16番12号
【電話番号】	03(5733)9901
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 石井 啓二
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋六丁目16番12号
【電話番号】	03(5733)9901
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 石井 啓二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日
平成27年3月13日

(2) 当該事象の内容

当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社(以下、住石マテリアルズ)が、平成13年6月以降保有しているワンボ社発行のBクラス株式の配当金につき、ワンボ社は同社の取締役の裁量権に服するとの主張に基づき、平成22年3月末を支払い期限とする配当金及びそれ以降の配当金の支払いについて、配当決議を留保ないし配当金額を制限するなどに至りました。このため、住石マテリアルズはワンボ社及びその親会社のピーボディ豪州鉱山会社と問題解決のための話し合いを続ける一方、裁判による救済を求めて、平成22年7月14日に提訴するに至り、平成25年3月25日付でオーストラリア国ニューサウスウェールズ州最高裁判所より住石マテリアルズ勝訴の判決が言い渡されました。

ワンボ社は当該判決を不服として平成25年8月2日付で控訴しましたが、控訴審においても平成26年9月17日付で住石マテリアルズ勝訴の判決が言い渡されました。

これに対し、ワンボ社は平成26年10月15日付でオーストラリア連邦高等裁判所に対し、上訴の前提としての特別許可申請を行いました。同裁判所は平成27年3月13日付で同許可申請を却下いたしました。これにより、住石マテリアルズの勝訴判決が確定いたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成27年3月期の連結決算に、当期分の配当金等4億円を営業外収益、過年度分及び延滞利息を特別利益47億円として計上し、一方、環境対策費用の負担金等12億円を特別損失として計上する予定であります。

以 上